

平成25年11月12日

平成25年度内部監査報告書

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤達也 殿

監査室長 菅原高志

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内部監査規程第8条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の平成25年度内部監査（競争的研究資金等管理監査）について、以下のとおり報告する。

1. 監査概要

PMDAにおいて、競争的研究資金等（厚生労働科学研究費補助金）の交付を受けて行われている研究における経理は、「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について（平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定）」により、いわゆる機関経理にて行われているところ。

その一方、競争的研究資金等については、大学や研究所等のいわゆる研究機関において、その不適正な経理処理が相次いで明らかになっており、会計検査院においても、その経理処理、特に発注・検収が適切に行われているかに着目して会計検査を行っている。

PMDAにおいては、前述の厚生科学課長決定を適切に運用するため、本年6月21日に「競争的研究資金等の取扱いに関する規程」を定めたところであることから、今般同規程第12条に基づき平成24年度分の競争的研究資金等を対象に監査した。

監査実施期間及び監査対象等は、以下のとおりである。

- 監査期間：平成25年8月29日～平成25年10月4日
- 監査実施者：監査室 2名
- 監査対象：競争的研究資金等における経理の状況

2. 監査の方法

平成24年度分について証拠書類を確認し、発注、検収等の状況をヒアリングにて確認した。

3. 監査結果

発注、検収等について確認したところ、以下の状況であった。

- ・発注については、基本的には機関経理部門（事務部門）が複数の業者から見積書を取得し、価格が安価な業者に対して発注する形態をとっていた。
- ・検収については、全て機関経理部門（事務部門）が行っており、研究者が直接物品等を受領するようなケースは見受けられなかった。
- ・証拠書類及び収支簿についても確認したが、特に問題はなかった。

以上のことから、今回の監査では、適切に管理されているものと認められる。

以上